

総務常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成24年7月12日（木） 午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤 信一 君	副委員長	塩井川 幸生 君
委員	宮本 明彦 君	委員	脇元 敬 君
委員	脇元 操 君	委員	植山 利博 君
委員	久保 史郎 君	委員	下深迫 孝二 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 仮屋 国治 君

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

市長	前田 終止 君	副市長	南田 吉文 君
消防局長	田中 義春 君	中央署長	塚田 修二 君
消防局総務課長	木佐貫 誠 君	人事研修G長	橋口 洋平 君

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

なし

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

【所管事務調査】 消防士の不祥事にかかる経過等について

[開会 09:00]

○委員長（常盤信一君）

それでは、定足数に達しておりますので、総務常任委員会を開会いたします。なお、仮屋委員につきましても、議長公務出張のために欠席届がありましたこととお知らせしておきます。本日は、事前に通知をしておりました所管事務調査を行いたいと思います。ここで委員の皆さま方にお諮りいたします。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づきまして進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

それではそのようにさせていただきます。次に、本日、傍聴の関係でマスコミ等から問い合わせがあったということですので、皆さま方にお諮りをしたいと思います。マスコミあるいはその他委員会の傍聴等がございましたら、許可をしたいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

その際はそういう取り計らいをさせていただきます。それでは、消防士の不祥事に関する経過等について、まず執行部の説明を求めます。

○市長（前田終止君）

委員長の許可を得まして、霧島市長という立場で、異例の形ではございますが、委員会に出席をさせていただき、市長という立場からのお詫びの報告をさせていただきたいと思っております。私といたしましては、この消防職員の不祥事を捕らまえて、まずは全員協議会の席上、説明も報告もお詫びも一通りさせてもらった段階でございますが、事態が大きく更に変化をしましてまいりました。誠に残念なことながら、その職員が逮捕という事態に発展をしまして、そして願わくばもう一度、一日

も半日も一時間も早い段階で、議会の皆さま方にこのような機会を作っていただきたい旨を、そのことを知った直後から、正副議長さん、委員長さんをお願いをさせて頂いた経緯がございます。しかしながら、諸般の事情で、ちょうどこのタイミングで、この委員会が開催されるということがしっかりと確認できまして、よって、このような場での報告、そしてお詫びということになりましたことを、まずはご理解いただきたいと思っております。まず、この6月28日の霧島市消防士、上菌彬史消防副市長、29才が、6月28日、午前8時半に傷害容疑で逮捕されました。市民の皆さま方の生命、身体、そして財産を守るという任務を持つ消防職員でありながら、たとえ非番とはいえ、ふざけて同僚にやけどを負わせるという軽率な行動は、どんないかなる理由があろうとも許される行為ではなく、全く弁解の余地もございません。逮捕という、霧島市職員にあってはならない事態が生じたことは、霧島市の市政に対する大きな信頼を損なった、そして、消防職員はもちろんのこと、この公務員全体に対する信頼を大きく失墜させましたことであり、もう本当に申し訳なく、皆さん方にも市民の皆さんにも、心から市長としてお詫びを申し上げたいと思っております。本当にすみませんでした。これまで私は合併後、足掛け7年、県内外の多くの不祥事が連日のごとく報道されておりますが、そういう中でピックアップをして、機会ある都度、こういうことがわがまちであってはいけませんよということを朝礼及び職員に対するメール等で、あるいはまた直接的な各部、課ごとの話し合い、そういうことを庁議でも申し上げてきて、この足掛け7年、このときまでは乗り切ってきたわけですが、こういう事態がそれでも起きたことを、本当に残念でなりません。職員が、ましてや逮捕されたということは、私にとっては痛恨の極みであります。今後は再発防止策に消防のみならず、市行政全体、そしてまた関連する諸団体まで含めて、なぜこのような不祥事に至ったのか、あるいはこのような類の不祥事をどう再発防止に努めることができるのか。たとえ非番の日、休みの日、プライベートな時間であっても、事が起きて重大なことであればあるほど「公務に携わるものが」というご批判を受けざるを得ないわけですが、その辺に対してどう己をみんなで作っていくか、そういうことまで含めて綱紀粛正、しっかりと取り組みたいと思っております。今後は警察も捜査に、更に協力をさせていただきますと共に、操作の進行状況、そういうものを見守りながら、厳正に私としては対処してまいりたいと思っております。もちろん、私を含む幹部職員等の処罰につきましても、厳しい気持ちで、己に刃を突きつけるような気持ちでリーダーの役割を果たしてまいりたいと思っております。そして、私ども執行部一同、どうか一つ市民の皆さまをはじめ、またすべての議員の皆さんをはじめ、新しくもう一度、ゼロから霧島市政の信頼回復のための最大の努力をする機会を与えてくださいますよう、伏してお願いをし、私を先頭に、そしてまた消防局長、あるいはまた教育の部分におきましても、組織の中では消防と教育の部門が独立した管でありますけれども、みんなと一緒に全体を私もリードしてまいりたいと思っておりますので、皆さん方の大所、高所からの更なるご指導、ご鞭撻、また叱咤ご激励を心からお願いを申しまして、市長としての気持ちをお伝えしたいと思います。なお、この後、概ね10分か15分くらい、皆さん方の市長に対する様々な御指摘など、あるいはまた質疑などありましたら、どうぞ私どもは結構でございますから御指摘ください。

○消防局長（田中義春君）

市長と重複する部分がありますけれども、局長として再度お詫びを申し上げます。6月28日に発生しました、消防職員が、部下の消防士に消毒用のアルコールをふりかけ火を付け、熱傷を負わせた事件については、7月3日に開催されました全員協議会の中で、市長の説明をしましたが、その後、7月10日、午前8時30分、霧島警察署に傷害容疑で上菌彬史消防副士長が逮捕されました。また昨日、7月11日は検察庁のほうへ送検をされております。市民の生命、身体、財産を守るという任務を持つ消防職員でありながら、非番といえどもふざけて、同僚に熱傷を追わせたという軽率な行動は、いかなる理由があろうとしても申し訳できるものではございません。弁解の余地もありません。このことにより、住民や議会の皆さん方はもとより、全国の消防職員、公務員等の皆様に多くの信用失墜行為となるような行為であり、消防局といたしましても大きな責任を感じているところでございます。重ねてお詫びを申し上げたいと思っております。今後の上菌副士長の取り扱いについ

ては、検察庁の取り調べの推移を見守り、懲戒処分の方針に基づき厳正に、適切、妥当な処分を行っていきます。また、消防局といたしましては、今回の事件を真摯に受け止め、消防局内に再発防止及び懲戒処分検討委員会を設け、その原因がどこにあったのか、究明に努め、またその経緯の対応はどうであったのか、今後の対策はどのようにすればよいのか、全職員一丸となり、二度とこのような不祥事が発生しないよう、最大の努力をし、全力で信頼回復に努めてまいりたいと考えております。本日の審議、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（常盤信一君）

ただ今説明が終わりました。先ほど前田市長のほうからございましたが、9時半を目途に公用のために退席をするということですので、ご理解をいただきたいと思っております。それではこれから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（植山利博君）

冒頭1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。市長の話の中で、当委員会に出席を、市長、副市長も出席されているわけですが、出席をするということは市長自らが望まれたというニュアンスを受け止めたんですけれども、委員長にも確認をさせていただきたいと、委員長のほうから出席要請をされて出席をされたものか、そこだけ1点確認をさせていただきたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

当初、市長が在籍でおられるのであれば是非という話をさせていただきましたけれども、最初は公用のためにどうしても無理だということだったわけですが、今日はどうにか時間を作っていたと理解をしております。あとはちょっと市長のほうでお願いします。

○市長（前田終止君）

今、委員長とされましてはそのようなことかと存じます。私のほうとしましては、とにかく事態が変わった、逮捕という大変な事実が発生した。これは真っ先に市民の皆さま方が選ばれた議会のほうに報告をしなければならぬ。正副議長さんに連絡を早速取った。そして、公務出張中ということ等もあり、これは議会のほうにまず訪問をしようということで、局長と議会を訪問させていただきました。そして、総務常任委員長がちょうどタイミングよくおられましたので、委員長にその旨をお伝えした。そして結果としてこの委員会が開かれるという段取りが進んでいた。であれば、もう全協に変わりうる気持ちとして、これに真っ先に出させてもらえばありがたい。そして助言を仮屋議長のほうからあったとも聞いております。どのような助言かといいますと、直ちに私のほうは全員協議会でもお開きいただいて、この不祥事を報告したい旨が、対応がすぐ出来る状況下に客観状況が今ないので、できればこの委員会があるから、この委員会に行き、それに変わりうるご発議をなされたらいかがでしょうかという助言も受けました。そういう意味で、私が今ここに出席をさせてもらっているということでございます。

○委員（下深迫孝二君）

前回、全員協議会の中でも私が発言をさせていただきましたので、まず質問させていただきます。市長、今回の案件についても報告も遅れていると議長も言いました。議会軽視じゃないのかというようなこともありました。南田副市長のところにはもっと早い時期に連絡は行っていたんだけれども、市長には1日だったといったようなことも聞いております。まさしく議会軽視であろうと、私も思います。それと、やはり隠ぺいしたいという思いもかなりあったのかなということも思います。まず、2人で飲んでいたとか、そういうことを言ったり、ほかの職員のほうにも口止めがされていたとか、いろんなそういうこともお聞きしました。我々よりかは、今度は逆に市民のほうに情報を収集されていて、お前たちは何でこんなことも分からないのよという、非常に厳しい指摘も受けましたけれども、そういった中で、市長、前田市政自体が隠ぺいをするという体質があると思われても仕方がないんだと私は思いますよ。消防のこの問題とは少し関係ないですけども、先の中学校のときの問題、牧園町時代の問題、壁画の問題、教育委員会のほうでありましたよね。あのとき私も一般質問のときに指摘もさせていただきましたけれども、1,000万円もの予算を説明資料も付けていないと。だから、そういうことも本来であれば市長、あの時も一切反論もされませんで

した。だから、きちっと公表した中でやっていかないと、そういうふうにとられても仕方がないんだと思いますよ。そして、やはり今回にしても、我々議会に報告があったのは何日でしたか、事件が発生してからですね。だから、そういうところはもう少しきちっとした形で、仮屋議長も言いましたけれども、議会の協力ももらいたいという気持ちがあるなら、良い悪いに関わらず、お互いに情報を共有するという事は大事じゃないでしょうか。我々もこれから行政視察にも行きます。阿久根の市長がああいう問題があったときでも、行政視察に行ったら必ず話題にも上っていました。今度は我が霧島市ですよ、いろんなところにお邪魔をしたときに。全国版で新聞にも載っております。まさしく本当に恥をかきながらお邪魔をしなきゃいけないということもあるわけですがけれども、今市長は今後はこういうことがない、再発防止ということもおっしゃいましたけれども、全く本当に危機管理がなっていなかったんじゃないかと。危機管理監にしましても、私が質問させていただいたときでも、行政の責任がどうだこうだとか、まずそういう逃げのほうから答弁をされたという経緯もあります。ですから、いろんなことをちょっとこう総合的に考えたときに、やはり本当に正しい市長の指導のあり方なのかなということも私は思っているんですよ。それと、市長が今教育委員会あるいは消防局と同じ行政ではあるけれども、一つの分離した形のものだということをおっしゃいましたけれども、事件があった後、消防局に行って朝礼か何か分かりませんが話をしてるとか、それも我々はテレビ報道で見ました。それを市長が教育委員会あるいはそういう消防局に、例えば朝礼等に出向いて行かれて、一年のうち何回そういうことを喚起をされていますか。

○市長（前田終止君）

いろいろご指摘をいただきました。まず、私の政治姿勢ということで基本的なことをお尋ねられたかと思いますが、私は私自身、常にオープンな気持ちですべての市長としての姿勢を努めております。それは、様々な市政執行にあっても基本的にそうでございますし、あるいはまた私の日程についてのオープン制もその通りでありますし、そしてまた職員には様々なことへの取り組みについて、公に仕事をするわけだから、何かある種のことを隠しながらすることは一切ないんだと、ぜひ情報公開等を可能な限り精一杯、質問に対しては、あるいは情報提供に対しては十分に対応するように、常に指示を出しております。そしてまた、ご説明はいつでもできる体制で本人自身も、また私自身もしておるわけでございますし、決してこれらを隠して相当何かやって、あつと言わせる、まったくそういう気持ちは私どもの中にはありません。公に当然されるものでございまして、どういう形でこれは出来ていくかというのは皆様方自身が議員として、様々な角度からお聞きされることもできますし、その機会も十分にあったわけですから、そういう中で御開陳いただければ、今の答えは自ずと出てくるのではないかと思います。そして、教育委員会あるいは消防、これについては年間を通じますと、様々な形で出て行っております。例えば教育委員会にいたしますと、議会が終わる都度、定期的に教育委員会のある場所に行って、そしてその時々私の気持ちを話させてもらっております。それはもう直接的なことですね。今度はトップにつきましては、長期及び各種、出席が必要な類の協議、例えばそれは、今日は第82回ジオパーク、環霧島会議、そして観光などの協議が朝早くございました。そういうときには必ず教育長、あるいは教育部長、どなたかが出ておいでになるという仕組みになっておりまして、常にその時々案件、課題、そういうことに支持が出来る体制、あるいは申し上げてきている経緯でこの6年間を乗り越えてきたわけでございます。消防につきましても、消防の様々な行事が当然ありますね。そして、私は出ていきます。そして、必要があればあの上の階まで上ります。そして、必要な都度、消防に対する叱咤激励の言葉を発しさせてもらっております。そういうことで、私はまだ努力不足の点があるのかもしれませんが、そのことにつきましては、あれば甘んじてご批判はお受けしたいと思います。今後、更にそれらが市民の皆さん方に、そしてまた議会の皆さん方にも更に通ずるように努力をさせていただきますことを申し添えて、私の立場からの今のことについては気持ちを語らせていただきました。あと、その処理のまずさ、危機管理ということに対しましては、下深迫委員が申されたことが今回の件については、その通りだと認めざるを得ないと私自身は思っております。そしてそれに対しては、

この局長、もちろん南田副市长、そのことを報告にきた瞬間、初めて知ったときに叱責を2人とも痛烈にされております。それはもう2人が記憶していることだと思います。大変なことになる、明日の朝一番に集まりなさいと、何を考えていたんだということを厳しく申し上げました。そして、再発への更なる段取りをしてということも同時に全体に出したわけでございます。これ以外の件で、まだご指摘があるのかもしれませんが、私といたしましては、冒頭のあいさつでもほんの一瞬申し上げましたけれども、全県、全国的な同じような公務に携わるものの不祥事が新聞、テレビで気付く都度、このようなことがなきように、我々のまちだけでも頑張るぞということ、常に恐縮ながら真実を伝えております。一部の幹部職員は、私のあまりにも執拗なそういうやり方、あり方、市長の政治姿勢に対して、「市長、恐縮ですが、私たちは子どもじゃありません。何度も同じ事を言わないでください。皆分かっていますよ」と、まあ言えばしつこいというくらいある種の幹部職員からは「あまり言われなくても、もういろんな形で私たちも努力をしています、分かっていますよ」と、「これ以上言われなくてもちゃんとやっていますよ」ということまでお互いちょっと嫌な空気が流れるくらい、事実ありました。もうこれはあえて名前を言うこともありませんが、それくらいやっていることは分かってください。

○委員長（常盤信一君）

時間が9時半になろうとしていますので、もしよければ市長の退席をお願いします。

○市長（前田終止君）

それでは、皆さん方の許可を得まして、誠にすみませんが、私はこの後ずっとスケジュールが夕刻まで入っております。その代わりに、南田副市长、局長以下、それぞれの立場のものがおりますので、真実をどうぞ一つ徹底してご指摘いただきますようお願いを申しまして、本当に重ねて、このような事態になったことを市民を代表して、また市長の立場からお詫び申し上げたいと思います。再発防止に向かって精一杯、もう一度努力をする機会をお与えいただきたいと思っております。どうか一つ、大所、高所からのご指導方、お願い申し上げまして失礼させていただきます。本日は、出席させていただきますましてありがとうございます。失礼いたします。

○委員長（常盤信一君）

それでは、引き続き質疑に入ります。ほかにございませんか。

○委員（久保史郎君）

今回のこの事件を踏まえまして、消防局のほうでは、この事件に至った経過の全部を一通りは調査をされたのかどうか。その調査をされたのであれば、その内容を少しお示しいただきたいと思いません。

○消防局長（田中義春君）

消防局としましても、先ほどお話をしましたように、原因が何であったのかと、今後どうすればいいのかということも、その場にいた職員だけじゃなくて、全員でやはり考えて、全員の意識改革をしなければならぬということで、今回の事件を踏まえていろんなことで、全職員に現在アンケートを取っている最中でございます。もちろん、その28日にいた職員からはすべて事情聴取は消防局としていたしております。その内容については、最初は2人ということでしたけれども、全員協議会の中で発表した内容とは、その後あまり変わったところはありません。13名で訓練の慰労会をして、その中で発生したと。そして、一番年齢も高い状態の上菌副士長だったんですけれども、自分一人に責任があるんだということを感じて、ほかの職員には絶対言わないで欲しいと。自分の責任だから、そういう周りのみんなに迷惑をかけないという気持ちからそういう発言になって、ほかの人もいろいろ意見を言ったんですけれども、押さえつけられたような形で真実を言えなかったと。そして、時間が経つにつれて、ほかの職員からもいろいろ意見が出てきて、話を聞いたところ、人数は2人じゃなく13人だったと。内容については、最初はアルコールのジェルを使ったということは報告はありませんでしたけれども、真実に近い状態の中で、後からは報告があって、ジェルを使って3回、警察の報告では3回と書いてありましたけれども、本人は3回か4回くらいポンプで出したと。そこに火をつけてもすぐに消えるだろうと思って付けてしまったというような感じでした。

その後に関しては、みんなで対処して、本来は救急車でもということなんでしょうけれども、13人いたものですから、病院に電話をしないといけない、タクシーを呼ばないといけない、それぞれがいろいろして対応している状況でございます。

○委員（久保史郎君）

非常に気になるのは、今回その24歳という、一人の方が住んでいらっしゃる家に12、3人もの非番の職員の皆さん方が集まられて、なおかつ、今回たまたま火をつけられたのが役職が上の方ですよね。ですから、そこら辺はかねてからどのような使い方をしていたのか。通常いつもそこに集まって、非番のときにはそうやってお互いに飲んでいらっしゃるのか、そこら辺は調査はされなかったんですか。かねての状況は。

○中央署長（塚田修二君）

そのことについて、まず私、4月に降りてきまして、昨年10月から救助技術訓練に伴ってチーム編成をしております、その後その訓練、非番日に訓練をいたしまして、特にその一月おきに今回負傷した脇田消防士宅、今、これはご両親は大阪のほうで仕事で行っております。その彼の持ち家で集まって、反省会を兼ねた中での慰労会ということを4回実施しております、私の報告の中ではですね。最後の28日に、このような不祥事に至ったということを受けております。

○委員（久保史郎君）

今までそういうのを、もし当局がつかんでいられなかったとすれば、そこら辺も大変な落ち度があったのではないかと思いますよ。通常の場合、行政職員であっても上司のものが部下を呼んで、例えば自宅で1杯飲ませるとか、そういう懇親会を持つとか、そういうことは大いにあり得ると思うんです。しかし、そういう場合には、大抵そういう事故等はあまり起きないと思うんです。なぜならば、お伺いしたところが上司だから。乱れたことをほとんどしないと思うんです、部下の方は。しかし、今回の場合はその逆ですよ。一番部下のところ、一人住んでいらっしゃる所に皆が集まって、上の人がいると、その部下はその上の人に対して文句は言えないと思うんです。ですから、そこら辺の若干見落としが一点はあったんじゃないかと思えますけれども、そのほかにはそのような関連の、今回のこの、彼のお宅以外にはそういうことは、ほかの消防局員等がするような事例というのはないんですか。そこら辺も調査をしていらっしゃるんですか。

○中央署長（塚田修二君）

そのほかにも集まって、若い隊員だけで飲むというか、集まったというその経緯は私のところには報告はありません。また一応、聞いてもいますけれども、そのほかについては、若い隊員だけで集まって飲んでいることは聞いておりません。

○委員（久保史郎君）

そこら辺は今後、この事件をいい教訓にさせていただいて、十分気をつけていただきたいと思うんですけれども、それからもう一点、先般の全員協議会のときに、確か局長のほうからのお話の中では、その被害者の方も今回、上菌さんに対してはそんな悪い印象は持っていないと、こういう事件にはなってしまったけれども、確かお話があったと思うんです。ところが、こういう後になって、急転直下で逮捕に至ったと。警察の話では被害届が出て、そして警察も調査をして、そして逮捕をしたということでございますけれども、最初の局長の全員協議会の場では、そうやって本人が被害届を出されるような話ではなかったと思うんですけれども、そこら辺はどのような経緯で今回のこの逮捕に至ったのか、分かっていたらお示しください。

○消防局長（田中義春君）

28日に事件が発生して、29日に入院したという話を聞きまして、中央署長がそのまま鹿児島市立病院のほうに走って、本人とも話しております。29日の朝報告があった中では、2人で飲んでいて、その中で事故が発生したということで、それを確認に行き、本人の意思も確認したんですけれども、「2人で飲んでいたことも間違いありません。上菌さんが言っていることは間違いありません。私は絶対恨むようなことも、被害届を出すようなこともありません」と。それはもう事実です。私なんかその報告を聞いて、そういうふうには受け止めておりました。しかし、新聞の報道でしか

私なんかも被害届が出たということは知らないんですけども、新聞の内容でいけば3日に被害届が出たと書いてあります。その経緯についても、私もお母さんと2回ほどその後会って話をしたんですけども、お母さんも私なんかとお話をする中では、そこまでのような、そういう言い方もなかったんですけども、結果として被害届が出たと。どういう経緯で出たかということについては、ちょっと把握はしておりません。本人が出したのか、どういう形で出たのか、ちょっと把握はしておりません。

○委員（久保史郎君）

一応、警察のほうにでも局長のほうからでも、被害届はどなたが出されたのかを聞かれたら、それは隠すべきものじゃないと思うんですよね。警察がその事情聴取に行って、被害届が出ていなければ、その逮捕に至るということはちょっと考えられないわけですよね、その時点では。たとえ本人が被害者であったにしても。たぶんという言葉は適当でないかもしれませんが、警察としてはどのように対応するか検討されたと思うんですけども。ですから、本人が出されたのか、あるいは家族が出されたのか、逮捕に至る経緯、そこら辺はやはり局としてもきちっと調べてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○消防局長（田中義春君）

今ご指摘の通り、また帰ったら警察のほうには局として確認をしてみます。

○中央署長（塚田修二君）

その被害届について、私が中央署長という隊員を総括する立場ですので、私のほうで病院のほうに、ちょっと昨日でしたか電話をしまして、今回の事実は、ちょうど本人の携帯がつながりましたので、今回の事件についてはすべて知ったと思うけれども、今回は逮捕されたということで、これはもうそれだけの重過失罪があつてのことだということで、本人はそのときには「なぜ逮捕されたんでしょうか」と、本人自身がそのようには言っていました。それはもう逮捕されたというのは、そういう人の体に怪我させる、あるいは火を付ける、その行為自体がもう放火罪ということで、それはもう警察は当然法律に基づいて動いたんだと。その被害届については、傷害とかそういうことについては、本人は全くまだ知らない状態でした。

○委員（宮本明彦君）

3日の全員協議会の日に、もう一度ストーリーというか、経緯の確認になります。29日の16時半に最終的に副市長に嘘の報告といたしますか、2人で飲んでいたんだよと。29日の16時半、その段階では、まだ市長には何も伝えていなかったということですか。

○副市長（南田吉文君）

その通りでございます。16時半だったと思いますが、今のような状況の、一番最初がですね、状況の報告を私は受けまして、その後、7月1日の夕方まで、市長には全く報告をいたしておりません。

○委員（宮本明彦君）

やけどをされたというのは、いつお知りになったと。

○消防局長（田中義春君）

28日に発生しまして、28日の夜には病院から帰ってきて、怪我をさせた本人が非番の中隊長に「脇田消防士に怪我をさせました」と、詳しくは明日、29日のことですが、明日の朝、報告をいたします」という28日の報告です。29日出てきまして、実は昨日2人で飲んでいて、途中居眠りをしていただけで、私がシャツの裾を引っ張って、直接肌にライターを近づけたら、服に火が付いてやけどをさせましたという報告でございました。病院はどうだったのよということを知ると、「夕べはさくら皮膚科というところに連れていきました。病院の先生は薬を塗って、痛み止めを処方して、もう1回明日受診をなさいということで帰ってきました」と。最初の報告の段階では、さくら皮膚科に2日目行っているんですけども、2日目に今度は先生が診た中では、深いやけどの部分があるから、形成外科のある鹿児島市の市立病院か、今給黎病院のほうに行ったほうがいいですよという話をされて、さくら皮膚科を受診後、鹿児島のほうに向かっております。そのとき、ち

ちゃんと報告を受けましたので、中央署長は鹿児島まで確認に行っております。出発したのが11時頃だと思います。そして帰ってきたのが3時半頃で、そのことを受けて、私も報告を受けて議会の最終日が済んでから帰って報告を受けて、そしてその後、署長と南田副市長のところに報告に行ったということです。

○委員（宮本明彦君）

そしたら、もうやけどはかなりやはり早い時期に、最初は私も怪我だということでずっといたんですけども、やけども早い時間に知ったよと。やけどしたことに対して、どういう重要度があつたかということについては、そこまでやはり重要じゃなかった、だから副市長で止まったという理解でよろしいんですか。やけどの程度も署長からの報告があつたと思うんですけども。

○副市長（南田吉文君）

29日の4時半頃の判断ですけども、今局長が行ったようなかたちで、ちょっとふざけてて、シャツをめくってびっくりさせようと思って火を近づけたら、シャツに燃え移って、やけどをしたと。そして、さくら皮膚科に行って、ちょっと塗り薬などをしてもらって、そして家に帰ってきたということでした。状況はどうかと言いましたら、4、5日様子を見たほうがいいんじゃないか、まあ、やけどですので、即刻判断が出来ないというようなことだったんだろうと思います。4、5日様子を見たほうがいいんじゃないかというような。その間、ということだったと。ただ、今言いましたように、その後、形成外科というんですか、鹿児島市立病院にありますので、そちらの併設した病院のほうがいいんじゃないかということで向かったと。その中で、何日くらいかかるのかという話を聞きましたら、1か月くらいかかるかもという話を私聞きました。ああ、そうかと。それプラス、本人同士がどうしても、今思えば口裏を合わせていたのか分かりませんが、被害、そのものの大小から私も判断しまして、たいしたことないという話を私も信じたということでございまして、かねて庁舎の中でも大中小、まだまだ事件やらあるわけですよ。その都度、議会に報告したり、部長で済んだり、課長で済んだりする、いろいろあるわけですけども、私のほうへの報告、相談の中での一定の判断ということで、私は市長にはまだ報告するに至る案件ではないなど、もうちょっと様子をみたほうがいいんじゃないかと思ったところでございました。

○委員（宮本明彦君）

先ほど市長のほうで危機管理がなっていなかったとか、かなり叱責されたということがありますが、それはお二人の報告の方法についてということだと思っておりますけれども、市長はどういうところがお二人の報告に対して悪かったとお考えなんですかね。どういうふうに叱責を受け止められたのかということですけども。

○副市長（南田吉文君）

先ほど言いましたように、毎日大中小、様々な案件があるわけですけども、このようなケース、市民目線から見ていかがかという視点が、全く欠けているんじゃないかということでございました。要するに、事務上のトラブルとかいろいろございますけれども、こういった消防職員が火を使う、そういったこと、そしてまた生命、財産、生命に関わることですよ。そういったこと、やはり君達の、市民がどう思うかという気持ちが全く考えていると。そういったことについては、大小問わず報告すべきだということでの叱責を貰いました。

○委員（宮本明彦君）

二人で口裏を合わせていたというのはあつたと思うんですけども、基本的にはやはり、その場にいた消防士長が一番トップの方ですね、その方が職員がケガをしたよと、やけどをしたというのはきちっと報告すべきではなかったのかと思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○消防局長（田中義春君）

もちろん、言われるとおりでございます。後の報告を見れば、ケガをさせた後、全員でいろいろ話をして、これは報告しなければいけないよという意見も出ているんですけども、その場で強く今回の上副署長が、「いや、これは絶対、俺の一人の責任だから、お前たちは何も言うな」と、「黙っていてくれ」と、「二人でしたことにしてくれ」と、「すぐ帰ってくれ」という形で、強く説得を

させられて、言えなかったというのが真実ではないかなと思います。

○副市長（南田吉文君）

付け加えさせていただきます。市民目線と、いわゆる不祥事に関することについてはというものもございました、叱責の中にですね。不祥事に関することは、大中小問わず私に報告してほしいと、いうことを付け加えさせてください。

○委員（宮本明彦君）

今、副市長が「黙っておいてくれ」と、「もう二人でやったことにさせておいてくれ」と、そういうのを皆さんに、そこにいたメンバーにいうこと自体が、消防の体質としてあるのかどうか、その辺はどうお考えでしょうか。

○消防局長（田中義春君）

全職員、そういう考えを持っているという認識は持っておりません。今回については、上菌の、個人の判断だと思っております。

○委員（久保史郎君）

最初に聞くべきだったと思うのですけれども、被害者の脇田さんは現在、どのような状況なんですか。

○消防局長（田中義春君）

手術をした日に、私も一回見舞いに、副市長と行きまして、その日はもう、右の太ももからへその上に皮膚を移植したということで、手術室から無菌室に入ってくる関係で、一週間くらい面会ができませんということでした。それで昨日は、市長と面会に行ったのですけれども、本人は普通の病棟に帰ってきているのですけれども、やはり皮膚移植をして、皮膚を引っ付けている関係で、興奮したりとか、あるいは市長あたりが来れば職員もまた緊張したりとか、そういう状況を防ぐため、本人は今はいろんな管が取れて、静かにトイレには行けるのですけれども、その皮膚を移植したところを刺激しないような形で静養している状況です。やけどをした当日も、この部分をやけどをして、病院にもタクシーに乗るのも自力歩行ができる。たまたま内臓にも影響が全然なくて、脂肪までというやけどだから、ほかのところには影響がないと。時間がたてば、完全に元に返るといような状況だと、昨日はお母さんから話は聞きました。

○委員（久保史郎君）

やけどは、通常、度数がございますよね。その度数はどの程度のものだったのでしょうか。

○消防局長（田中義春君）

やけどをした部分が左の太ももの部分、男性の陰部の部分、それとお腹の部分ということでしたけれども、へそから下は今は保湿みたいな薬を塗るだけの、包帯も全然ないということで、へその上が3度の部分があると。その部分に皮膚移植をしなければならない。あとは、実際見ていないのですけれども、へそから上の部分が一番深いところで3度、それから回りが2度、1度となっているというふうに説明を受けております。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

ただいまの局長の答弁につきまして、補足説明をさせていただきます。7月10日の夕方に診断書が送られてまいりました。その中で、疾病具合でございますが、腹部の第3度の熱傷、そして左大腿部、会陰部、それと前胸部、ここが第2度の熱傷という診断書の結果をいただいております。

○委員（下深迫孝二君）

そのようなやけどであれば、通常は、一般の市民であれば、救急車を呼びますよね。タクシーで行かれたというのはどういう趣旨でタクシーで行かれたのか。事情聴取をされて分かっていたら教えてください。

○中央署長（塚田修二君）

報告によりますと、まず、その状況を知って、本人が眠っていて目が覚めたときには、もう熱い熱いと言って、飛び上がって、それから何が発生したのかということで、そこに居合わせた者たちがそれを感じて、そしてやけどをしていることがわかって、すぐ消火をして、風呂場のほうに連れ

て行って、見て、判断をして、これはちょっと危険なことになっているというような報告を受けて、隊員が見て、これはすぐに病院に連れて行かないといけないということで、それを冷やす人もおれば、すぐに連絡をとる隊員もおりまして、どここの病院が取れたということで、すぐにその後冷やしながら連れていったという形をとっております。救急車を使わなかった理由については、そのときは救急車の手配が頭になくて、すぐに冷やすことと、病院をとることを先に判断しております。

○委員（下深迫孝二君）

消防署の職員が、救急車の手配が頭に浮かばなかったというのは、どう考えてもおかしな話です。やはり、それは知られては困るということが前提にあったのではないですか。そういうことは、きちっと聞かれていないのですか。

○中央署長（塚田修二君）

それにつきましても、なぜ救急車を呼ばなかったのかということも、隊の救命士たちにその辺のところを中隊長が聞いたところ、また私も聞きましたところ、そのときには救急車を呼ぼうということではなくして、その状況からして早く病院に連れて行かないといけない、当然、下深迫委員が言われたとおり、救急車を呼ぶべき、そういう熱傷を負っておりますので、当然するべきだったと思うのですけれども、そのときの判断では、救急車を呼ぶということではなくして、もうすばやく病院に連れて行かないといけないということが、そこに居合わせた皆が感じて連絡を取っております。

○委員（下深迫孝二君）

そういう答弁をされるから、我々もやっぱり突っ込んで聞かなきゃならないんですよ。これは、隠ぺいをしたいためにタクシーを呼ばれたというふうに、誰が考えても受け取れるんじゃないですか。だから、警察も介入する段階まで来たんだから、やっぱり本音で語ってもらわないと、我々としても今日で終わりにしたいという思いで、こうして委員会に臨んでいるんですよ。13人の皆さん方に、そういう事情を聞かれましたか。そうすれば、救急車を呼ばずぐにばれてしまうぞということが前提で、タクシーを呼ばれたということではないのですか。

○消防局長（田中義春君）

もちろん、今委員の言われたとおり、隠そうという頭はあったと思います。でも、自分たちがかねてしている業務ですから、これくらいならタクシーでも行けるという判断もしたのではないかなというふうに思います。絶対、隠したくなかったということはないと思います。その後の話の中でも、いろんなことを隠している事実がありますから、そのことについてもやはり、そういう意識が働いたというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

副市長にお尋ねします。お宅のところに報告があったときに、1か月くらいかかりそうだよという今、説明がされましたよね、その報告があったと。1か月というのは、たいしたことはないだろうという判断をされて、市長には報告されなかったということですから、1か月かかるということは、私どもにとってはたいした事件だというふうに思うのですが、副市長の考えとしては、そんなに危機管理というのは甘いのですか。

○副市長（南田吉文君）

診断書を見たわけではございませんでした、その段階ではですね。先ほども申し上げましたように、私のほうに来たのは、タクシーで行って、さくら皮膚科で塗り薬をもらって帰ってきて、やけどですので4・5日、ちょっと様子をみないといけないという状況。ああ、そうかと。そういうまです判断です。そして、ただ29日になりまして、形成のほうを併せ持つ病院に移転したほうが良いという指示を受けておりますと。それで、向こうに搬送というんですか、送って、その段階ではどうい状況かと、何日くらいかかるのかという話を聞きましたら、本人いわく、1か月くらいかかるのではないかなというような話でした。ですから、そこでまだすべてが確定しているものではないと、私は判断しておったわけです。そして、この後状況が変化するのかもしれないし、そこが分からなかったわけです。そういった中での判断というようなことでございます。

○委員（下深迫孝二君）

そのとき1か月くらいかかるんじゃないかと言ったことは、1か月というのはそんなに副市長にとっては、たいした事案ではないのですか。診断書が来ようが来まいが、1か月くらいかかるという消防局からの報告を受けているわけでしょう、そのあとはですよ。その時点で即市長に、携帯も今持って歩いているわけですから、連絡をされるということが、我々は本来、危機管理というものの在り方だと思うんですよ。今、庁舎内の交通事故の専決処分をしている件数はどのくらいありますか。そういう甘さ結局、職員なんかの交通事故も毎回毎回専決処分という形で出てきていますよね。そこはどうお考えですか。

○副市長（南田吉文君）

そここのところを含めて、市長からは叱責を受けたということでございます。昨日も記者会見がありましたけれども、消防局長のほうも、その時点での判断をもう少し慎重にしておくべきだったと、甘かったのではないかということも反省をいたしているところでございます。今、交通事故のこともございましたけれども、交通事故につきましては、これも本当に加害者であったり被害者であったり、たくさん起きております。その都度、懲罰委員会をしまして、交通安全についても一定のルールがございまして、そのルールに当てはめた中での処分でしかあり得ないわけでありまして。市長が先ほども言うておりましたが、全国で不祥事がある、交通事故がある、飲酒運転がある、そういった逮捕劇がある、その度に、目にたこができることはないのかもしれませんが、目にたこができるくらい私どもの内部のパソコンを使いまして、職員には周知・啓発を回しているところであるのですが、なかなか減らないという傾向にはございます。また、今回の事件を受けましても、昨日もかなり、これまでの庁議等を経まして、職員のほうにはその旨きちっと市長の気持ち、私どもの気持ちを伝えてはいるところでございます。今回につきましては、6月29日の夕方の判断、やはり私も別にかばうとか隠すとかいう気持ちは全くございませんでしたけれども、しかしここに至れば、こういう形になるとは本当に想像できませんでした。その点、本当に見通しがちょっと甘かったなと今、反省をいたしているところでございます。

○委員（脇元 敬君）

先ほど塚田署長が、事件があったときに、隊員それぞれがいろんな連絡を取って、病院の予約をし、タクシーを予約をしと。なるべく、すぐ早く行かないといけないからということでタクシーを呼ばれたという答弁をされましたけれども、そのあと隠ぺいの気持ちもあったんじゃないかということがありましたけれども、消防職員の皆さんが、ケガをして早く行かないといけないというときにタクシーを呼ぶという発言を今、されたわけですよ。これは市民に向けてどういうことかなというふうに思うんですけれども、消防職員がその意識があるというのは、ちょっといかがなものかなと思うものですから、もし訂正が必要であれば訂正をしていただいたほうがいいのではないと思うのですが、いかがですか。

○中央署長（塚田修二君）

まさに、そのとおりであります。先ほど下深迫委員から言われたことについては、私が聞いた中でのことをすべて言われましたので、確かに、私は最終的には、お前たちは当然救急車を呼ばないといけない自体ではなかったのかということも言うております。ただ、報告を受けたときは、それしか考え付かなかったのかということで、本来から言えば、市民サイドでも我々プロから見ても、当然これは救急車を呼んで、病院に行くべきだったということは思っております。ただ、そのときの気持ちを、私としては報告を受けたことを伝え、しかし、私としては、それは絶対許されることじゃないと。お前たちが救急車を呼ぶのは当然のことじゃないかと。当然私にも本人たちが朝来て、ケガをさせたと。その内容についても、ライターで、悪ふざけで火を付けたと。そこで火傷させたことについても、これは消防法の第31条で、火災の現地調査もあるわけですから、これは放火となれば、直ちに所轄の警察にも届けないといけないということも、実際言えば怠っております。そういうことから、いろんな面を含めて、こういう遅れでこういうことが生じたことも深く反省しております。

○委員（脇元 敬君）

何かしら隠そうという意識もあつての、二人での飲酒だった、また救急車を呼ばなかったということだというふうに、先ほど少し答弁がありましたけれども、今現在消防局に入るといいますか、職として就くためにはとても厳しい難関を経て、今の特に若い職員の皆さんは、厳しい中で消防職員となられている。特に霧島市の消防局は、鹿児島市よりもいいんだというふうに、私もよく聞いております。その中で、若い隊員の皆さんがこういった事件に関わったということで、上の先輩である方がそういう意識も働いたのかなというふうには考えるところもあるんですけども、やはり消防局員としてのプライドといえますか、その誇りみたいなものが逆の作用をしてしまったのかなという部分も感じるところがございます。ですから、ぜひ、当然消防職員としてのプライド・誇りは大事ですけども、一公務員、市民の皆さんの安全・安心、生命・財産を守るんだという意識を持って、これからも当たっていただきたいと思うところです。そして今現在、逮捕をされて、検察庁に送られているというところでした。これから起訴、不起訴ということが確定していくわけですけども、その起訴・不起訴によって、厳正な処分といわれている部分が、変化するかどうか、そこら辺はいかがですか。

○消防局長（田中義春君）

送検されましたので、今後またいろいろ調べを受けて、刑が決まっていこうと思っておりますけれども、もちろん禁錮以上の刑になってくれば、自然に失職をするということもございます。そうすれば、懲戒免職より重たい処分になるのかなというふうに考えますけれども、その調査によって、またそれを見守って、うちのほうでも、もし禁錮刑以上の刑でなくても、非常に厳しいものと考えていかなければならないのかなというふうに思っております。見守って決定したいというふうに思います。

○委員（脇元 敬君）

事件性がなく、もし不起訴になっても、やはり消防職員がやけどを負わず、火を使っての加害というところが大きな問題かなというふうにも思います。それで、再発防止ということで、今アンケートをとっている最中だということですけども、このアンケートはどのような内容のものでしょうか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

昨日をもちまして、全員の回収が終わったところでございますが、まだ精査の段階でございますが、その内容につきましては、この事件が発生した背景、どうしてこのようなことになったのか。そして、このことについてどう思うか。そして、このことに対する再発防止をどのように考えるか。というような内容の中でのアンケートをとっております。これは、全職員でございます。

○委員（脇元 敬君）

どれほどの内容で返ってくるかは分からないので、何とも言いようがないのですけれども、活用していただいて、しっかりと再発防止をしていただきたいと思います。全員協議会の中でもありましたけれども、28日の日ですか、大変雨が降っているときじゃなかったかということがございました。その前後、とても雨が降っていたのを私もよく覚えていますが、もしもという状況の中での、そのとき局長も答弁されましたけれども、勤務体制は当然24時間の交代制ですから、非番の時間ですから、飲酒をするというのも可能は可能といえますか、許される範囲とは思いますが、その大雨が降り続けている状況下での職員の皆さんの待機の状態といえますか、非番の過ごし方というのがこれから大事かというふうに思うのですけれども、そこら辺に対しては今後どうされるような考えがあるか伺います。

○消防局長（田中義春君）

もちろん、そういう状況の中で、アルコールを伴うそういう会をしたというのは意識の低さ、それを指摘されても弁解はありません。この前も下深迫委員からも、そういう時間帯で一般の市民は許さないよ、というご意見もいただきました。もちろん、それを踏まえて、やはり、いくら特殊勤務をしても、一般の方、住民に申し開きができないような時間帯ということは自粛しようということも、話し合いをいたしました。

○委員（植山利博君）

非常に残念な事件ではあるわけですがけれども、先ほどから言われますように、再発防止の検討委員会、それから懲戒処分を検討委員会を設置をするということですがけれども、これはふざけてやっても、悪意があっても、どっちにしてもやってはならないことなわけですがけれども、ただ、加害者と被害者が、本当に信頼関係があった上での行為なのか、もしくは先ほどから言われるように、消防局というようなところも縦の上下関係がわりとしっかりしているというか、そういう組織であるという認識を我々も持っておりますので、パワーハラスメントみたいなものがかねてからあって、例えば俺が責任をとるから、お前たちは関係ないから、これは内緒にしとってくれという、そういう行動というのもあるのかなという、見え隠れがすると思うんですよ。現在、逮捕をされておりますので、その中で取り調べが進んでいくんだろうと思いますけれども、そこら辺の究明というの、その再発防止ということについては非常に重要な役割を持っているのかなと、私は思っております。ですから、例えば懲戒処分というの、今あったように起訴されて、刑が禁錮以上になれば当然、定まった処分があるわけですがけれども、不起訴となった、例えば全く信頼関係があつて、悪意がなかったということ、被害者もそういう形で状況になった場合に、不起訴ということもないことはないんでしょうから、そういう両方の面を含めて、再発防止の検討委員会とか、懲戒処分の検討委員会等に、第三者機関などを置くような検討はなされていないのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○消防局長（田中義春君）

もうすでに、懲罰委員会を5回ほど開いて、内容を検討中でございますけれども、条例に基づいての委員の中での検討ということで、今のところ外部からのということは考えておりません。また、再発防止、意識改革については、やはり自分たちの職場の中だけで、いろいろ話をしてみてもできない面もあるから、専門的な外部の方の話も聞きながら、どうしたら一番いいのかということも考えております。懲罰委員会のほうについては決まった委員でということでございます。

○委員（植山利博君）

先ほど久保委員のほうからもありましたけれども、逮捕に至った経緯なんですけれども、やはりそこら辺も、私も法律の専門家じゃありませんので、傷害容疑ということであれば、親告罪、被害届が出なくても、状況によっては逮捕ということもあり得るというふうに、報道機関等が、これだけマスコミが騒いだりすれば、被害届が出なくても逮捕という状況はあり得るのかなというふうに思いますので、その辺のところもしっかりと把握をした上で、捜査の行方、起訴する・しない、その辺もしっかりと消防局としても、また執行部としても、市長部局としてもしっかりと把握した上で、今後の対処ということで進めていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○消防局長（田中義春君）

もちろん、傷害罪については、そのように私どもも認識をしておりますけれども、新聞の報道でいけば被害届が出たという報道もありましたので、何らかの形で出ているものじゃないかなというふうに思っております。

○委員（宮本明彦君）

まず、今回の報告は聞き取りの報告だったのか、それとも本人、13人いた方々に事故の内容をきちっと報告書として、まとめて出されたのか、いかがですか。

○消防局長（田中義春君）

29日に報告を受けて、そのときも文書で、顛末書で報告をなさいます。その後も、複数いたということを知りまして、その職員にもすべて文書で、顛末報告をさせております。

○委員（宮本明彦君）

再発防止の委員会等、今やられているということですがけれども、基本的にいつぐらいをめどに、再発防止、公表されるといいますか、きちっと職員の方々に、こういった形でいくよというのをされるのか、いかがでしょうか。

○消防局長（田中義春君）

もちろん、市長の訓示から始まって、各署長の話し、私もすべて回ろうということで、回っている途中に福山で火災が起き、横川から帰ってくるような状況がございましたけれども、文書あるいは口頭の中では、再発防止ということはずっと言い続けてきております。それで、今回のアンケートの結果で、逆に上から押し付けるものではなくて、若い職員がどういうことを考えて、どういうふうにしたら自分たちの意識が変わるのかなというようなことを考えているのか、そこら辺を確認して、その結果によって、対策を講じていきたいと思っております。ですから、アンケートを昨日すべて集めたということでございますので、それを精査をして、できるものならなるべく早く、時間がかかるものであっても、スピード感を持ってやっていかなければならないのかなというふうにご考えております。

○委員（宮本明彦君）

やはり、何が正しかったのかと、報告についてですね。副市長の報告、それから被害者の報告、13人の報告と。最初にうその報告をしてしまった。自分の責任感でというお話ですけども、何が正しいのかというところがやはり、消防の中で。言い方が悪いかもしれませんが、何が正しいのかというのが欠けていたのではないかなというふうにも感じます。そういう点は、今後の再発防止の対策という意味で、本当に何が正しいのかというのを、どう報告するのかというところをどうお考えかというのを、一言お願いします。

○消防局長（田中義春君）

今、言われたようなことも、いろんなことを職員には記名させると、思っていることも書けないということで、職員のアンケートについては、そこら辺も含めて無記名で出してほしいということで、そういうことも出てくると思います。ですから、欠けている部分に関しても、どういう対策が一番いいのか検討して、いろんな方向から意識の改革を図っていきたいと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

向こうの両親に連絡をされたということなんですけれど、それは消防局長がされたのか、副市長がされたのか、市長がされたのか、そこらはどのようになっていますか。

○中央署長（塚田修二君）

まず、29日に報告を受けまして、中隊長が電話番号を控えておりましたので、私のほうからご両親のほうに報告いたしました。

○委員（下深迫孝二君）

今、連絡をされたというお話を聞きましたけれども、本来ならば消防局長、あるいは副市長、市長から。1か月ものケガを負わせているわけですよね。あなたがたの部下です。部下というのは子供と一緒にですね。そうしたときに、報告をされるべきであったのではないかなと、私は思うのですが、どのようにお考えですか。

○消防局長（田中義春君）

まったく言い訳にしか聞こえないかもしれませんが、29日の議会中の話でありまして、そのときの責任者が署長であったということで、署長から報告をして、そのあとは署長と向こうの両親と連絡を取り合っております。そして、鹿児島へ帰ってくるということを聞きまして、両親が帰ってこられた時には、副市長と私と連れ添って、直接謝罪に行っております。

○委員（下深迫孝二君）

後手後手に回ったことを、とやかく言ってももう仕方はないのですけれども、加害者も29才、まだまだ将来のある青年ですよね。できることなら、警察の処分がどういうふうに出るか分かりませんが、できることなら職場復帰させてあげたらいいのではないかと、私は思いもしております。被害者にもきちっと謝罪をさせる中でしていかないと。聞いてみれば、小さい子供さんも二人いるという話も聞きましたけれども、やはり故意にやっつけたとは間違いないんだけど、悪質な感情を持ってやったというのではないような気もいたします。飲んでいて、半分じゃれるような形でやっつけた。だけれども、公務員としては、特に消防署の職員としては許されることじゃないよということなんですけれども、やはり将来のある青年だということも考慮しながら対応をして

いただけたらということ、最後をお願いしておきます。

○委員（脇元 敬君）

こういういろんな事件が起きたときの、スピード感を持つての対処というのがとても大事だというふうには思うのですけれども、今回はその報告の前後、また内容の違いというのがあって、なかなかうまく伝達ができていないようでした。大なり小なりの報告が、いろんな形でどこまで上がっていくのか、副市長まで行って市長に行っていかなかったという、そのタイムラグもありました。今後の再発防止も含めて、その様々な報告等を、どういった形でこれから対処されていくのか、最後に南田副市長のこれからの対応について、伺っておきたいと思います。

○副市長（南田吉文君）

先ほども、大中小様々なことが毎日起こっているわけがございますけれども、どこまで市長まで報告するか、どこまで副市長まで報告するか、部長で止めるか、課長で終るか、非常に難しい問題がございますが、7月2日から実は、直接私に会ったり、市長に会ったりするという、なかなか時間的に間に合わない、そういう時間が設定できないということもございますので、各課から情報提供報告書というものを、メモ風なんですけれども項目立てまして、何月何日にこうこういう事例があったということ、これを毎日集計させるようにいたしました。その中で、7月2日から具体的に3件ほど出てきておりまして、それを私も毎日目を通しながら、市長を同じ共通のものを見て、このことはどうなったのかという部分については、時間を割いて呼ぼうというシステムを今、作ろうといたしております。ただ、先ほど宮本委員からもございましてけれども、何が正しいのか、それは事実でなければ何もならないわけです。正しい判断ができないわけですので、昨日の庁議の中でも、くれぐれも報告は報告でよろしいのだが、虚実の報告をしたのでは判断できないということで、そのことについても、庁議でございまして部長経由で持ち帰って、職員にはきちっとそのことも伝えてほしいということも申し上げたところでございます。そういった中で、これからは小さな案件でもいいから、吸い上げていきたいと、知っておくというシステムだけは作っていきたいと。それと、飲酒関係ですけれども、これにつきましては早速、これも2日の庁議でございましたけれども、市長のほうからも飲酒についてのモラル、非常に全国的に欠けているのではないかとというようなことで、教育委員会を含め、もちろん消防局についても飲酒についてのモラル、それをあえて文書化するほどでもないんですけれども、そうせざるを得ないということで、市長のほうからも言明を受けておりまして、今いろいろと事例を集めまして、一つのマニュアルというのは語弊があるのですが、そういったものをこしらえて、もういっぺん職員のほうには周知徹底したいと、そういうふうになっているところでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、委員長を交代して私のほうから質疑を行います。

○副委員長（塩井川幸生君）

委員長を交代します。常盤委員。

○委員（常盤信一君）

一点だけなんです、懲戒処分を厳正に行いたいという趣旨が述べられたわけですけれども、懲戒処分の対象となる人は検討されているのか。それから、懲戒処分の内容というのは、警告、減給、停職、免職ですかね、あると思うのですが、それぞれ性格が違うと思うのですけれども、例えば昇給延伸だとか期間の関係だとか、それから手当等がどうなるのかとか、ボーナスや退職金にどう影響をするのかとか、いろいろあるかと思いますが、よく分かりませんので、できればきちっと説明していただけないでしょうか。

○人事研修G長（橋口洋平君）

まず、懲戒免職になりましたら、退職金はありません。停職の状態になりますと、停職期間は給料は出ません。それから減給とかなれば、それなりに10%なり20%なり、その期間減給されます。

それで懲戒処分を受けますと、その段階によるんですけれども、例えば一番軽い戒告ですと、昔で言えば3か月の延伸ということです。今、給料が1年に4号上がるようになっておりますが、それが3号しか上がらないと。その段階で、停職処分を受けた人はもう、昇給は次はしないというような形になっております。それから、もちろん停職期間は勤務しておりませんので、勤務していない期間分だけ期末勤勉手当もカットが出てきます。

○副委員長（塩井川幸生君）

委員長を交代します。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 10:25〕

〔再開 10:27〕

△ 自由討議

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、今回の所管事務調査についての自由討議を行いますので、御意見がございましたら、御発言をお願いします。

○委員（植山利博君）

1点だけですね、確認というか少し。今日の委員会じゃないのですけれども、錯誤というのですか、発言が。連絡報告が市長まで上がってくるのが時系列的に見て遅かったというのは、これは事実ですけれども、全員協議会で議長が、1日の日に朝から消防の操法大会があつて、そのあと海開きがあつたわけですね。そのときに、市長と同席をしていたのに、市長はまったくその気配すら見せなかつたと。何の話もなく、議会との信頼関係をという中で、いかがなものかという発言があつたわけですが、あれはよく説明を時系列的に聞けば、市長が知つたのは1日の午後6時ごろということですので、1日の午後6時に知つたということについては問題があるわけですけれども、事実としてそうなので、議長のあの発言は、少し誤解の上の発言かなという気がしたので、そこのお互いの共通認識が必要なのかと。今日も下深迫委員が、市長に対する質疑の中で、少し例を引いて話をされたので、その確認は共通認識として持っていたほうがいいのかと思つたものですから、あえて発言をさせていただきました。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

〔休憩 10:28〕

〔再開 10:30〕

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありますか。

○委員（久保史郎君）

今日、いろいろ総務委員会で、今回のこの事件に関して調査をしたんですけれども、委員長報告としては、これはある程度時系列的に整理をしていかないと、きょうはもうお互いに聞きたいところを聞いたわけですので、委員長報告のときにはそういう流れの中では、きちとした形で報告されることを要望しておきます。

○委員（植山利博君）

まず、委員長報告をするかしないかの確認をしていただきたいと思うのですけれども、どうされるのかと。委員会として、今日のこの聞き取りを、臨時会もしくは通常なら本会議でしょうから、本会議の席で委員長報告として所管事務調査の報告をされるのかですね、そこ辺の意思統一をしていただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

自由討議が終了したあとに、そのことについてはお諮りをしたいと思っておりますので、認識しておりますので、よろしくをお願いします。

○委員（植山利博君）

であれば、私としては、先ほど質疑の中でも言いましたけれども、再発防止の検討委員会、それから懲戒処分の検討委員会、これについて消防局長の答弁では、再発防止検討委員会については、今後学識経験者とか第三者を入れて、取り組むことも検討したいという趣旨の発言、それから懲戒処分については、条例の範囲の中で今の体制でやるという答弁だったのですけれども、私はやはり両方とも外部の、第三者を入れてやるのが、本来の再発防止につながっていくのではないかという気がしますので、ぜひ第三者機関もしくは第三者を入れた中で、再発防止の検討委員会もしくは懲戒処分の検討委員会にも臨んでほしいということをつけ加えていただきたいというふうに、お願いしたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○委員（宮本明彦君）

先ほど久保委員が、きちっと時系列的にまとめてというのがありましたけれども、確かに私の認識もどこかで違っている部分があるかと思えます。それは、消防局のほうから時系列、どういう形で報告がなされていったのかということころは、もう一回きちっとまとめていただいて、提出していただいてもいいのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○委員（下深迫孝二君）

今、大津市あたりでも警察が教育委員会に入ったということが、今朝も報道されていましたが、市長はそういう趣旨はまったくないとおっしゃいますけれども、7年近くお付き合いしてきましたと、いろんなそういうところも見えてきます。ですから、そう思われてもしょうがないなというような体質は改善をしていただかないといけない。だから、行政というのは、副市長のところまで止めれば大丈夫だというのが、1か月くらいのもんはという考えなのかどうか分からないけれども、そういうことが今さっき議長の話も出ましたけど、それにつながってきているわけなんですよ。だから、もう少し議会と両輪とおっしゃるなら、きちっと起きた時点で報告をして、我々のところまでは来なくても、せめて議長のところまでは報告していただくということも、きちっとつけ加えていただきたいと思えます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議はこれで終わります。

△ 委員長報告について

○委員長（常盤信一君）

本日の調査は終了することになりますけれども、委員長報告については、今意見が出されました。したがって、9月の定例会で報告をすることになるかと思えますが、したほうが良いというふうに受け取りますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、報告したほうが良いという理解をさせていただきます。したがって、報告の中身ですが、登壇をして報告すべきか、文書で報告すべきか、その点はいかがでしょうか。

○委員（久保史郎君）

本来でありますと、市長も消防当局もそうですけれども、全議員の場で話すべきことを、総務常任委員会が所管として、今我々が代表で聞いたわけですので、これは早急に全議員に分かるような体制で、文書は作っていただいて、報告をするのは9月までの間に仮に臨時議会、そういうのがあったときには早いところで報告はすると。無い場合には定例会の冒頭でも、全議員にお知らせしていくことが、我々委員会の責務だと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、9月の定例会で登壇をして報告をするということで決定をさせていただきます。それでは、先ほども少し出ましたけれども、委員長報告に付け加える点がほかにありますか。

○委員（宮本明彦君）

今の時点は、まだ懲罰も再発防止もわかっていないという状況で、まだ2か月はゆうにあるという状況ですから、最終的にどうなったよというのをもう一回聞き取るとかしてから、報告をされたほうが良いんじゃないかというふうにも考えます。

○委員（久保史郎君）

9月に報告までの間に出た結論があれば、再度委員会でも開いて、そのときにもう一回聞き取りをして、その内容を付け加えて報告されたらよろしいんじゃないでしょうか。

○委員（植山利博君）

9月議会で報告するのであれば、初日か最終日かということもあるわけですから、であれば、定例会中に委員会を開いたときに、今日から9月議会の委員会までの間での経緯、例えば起訴されたとか、判決が出たとかというのもあり得るでしょうから、もう一回聞き取りをした上で、精査をした上で委員長報告をされればいいのかと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、今出された意見等を加味しながら、正副委員長で協議させていただいて、必要があれば定例会前にということも含めて、報告ができるように努力をさせていただきたいということで、ご理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。その他、皆様のほうから何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、本日の委員会を閉会します。

〔閉会 10:35〕

以上、本委員会の概要と相違ないことを証明します。

委員長 常 盤 信 一